

1 追加的需要への対応状況（奄美圏域）

追加的需要 (人/日)

H32	H35	H37
200.68	401.36	535.15

市町村介護保険事業計画への反映状況（12月調査結果）

(人/日)

介護保険施設	居宅介護サービス
33	12

平成32年度末時点における追加的需要への対応状況 (人/日)

外来対応分	介護保険施設 対応分	在宅対応分 (訪問診療)	居宅介護サービス
92.38	33	75.30	12

転換意向調査結果

対象病床数	第7期 転換意向数
180	32

2 介護サービス利用者数の見込（平成29年12月現在）

(人/月)

奄美圏域

区分	サービスの種類	平成28年度	平成32年度	増減(H28比)	平成37年度	増減(H28比)
在宅系	居宅・地域密着型サービス (居住系サービスを除く)	3,753	4,036	283	4,313	560
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	300	316	16	318	18
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	242	253	11	255	13
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,025	1,032	7	1,045	20
	介護老人保健施設	603	644	41	694	91
	介護療養型医療施設	47	72	25	0	△ 47
	介護医療院	0	0	0	42	42

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○地域密着型通所介護
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護(デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p> <p>◎訪問型・通所型サービス</p>

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

介護保険サービスの体系1(県指定)

(平成29年6月データ)

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問系	訪問介護(ホームヘルプ) 介	15,476	439
	訪問入浴介護 介 予	423	45
	訪問看護 介 予	5,063	155
	訪問リハビリテーション 介 予	2,169	19
	居宅療養管理指導 介 予	7,335	14
通所系	通所介護(デイサービス) 介	17,778	311
	通所リハビリテーション 介 予	15,922	4
短期滞在系	短期入所生活介護 介 予	3,845	28
	短期入所療養介護 介 予	857	10
その他	福祉用具貸与 介 予	27,737	107
	居宅介護支援 介	51,495	616
居住系	特定施設入居者生活介護 介 予	1,700	56
施設系	介護老人福祉施設 介	9,483	162
	介護老人保健施設 介	6,296	90
	介護療養型医療施設 介	817	42

(注)1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、平成29年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は平成29年4月1日現在の県指定数

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

介護保険サービスの体系2(市町村指定)

(平成29年6月データ)

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問・通所・短期入所系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	431	15
	夜間対応型訪問介護 介	12	1
	認知症対応型通所介護 介 予	838	75
	地域密着型通所介護 介	6,268	384
	小規模多機能型居宅介護 介 予	2,394	126
	看護小規模多機能型居宅介護 介	72	3
居住系	認知症対応型共同生活介護 介 予	5,617	383
	地域密着型特定施設入居者生活介護 介	377	16
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介	1,036	44

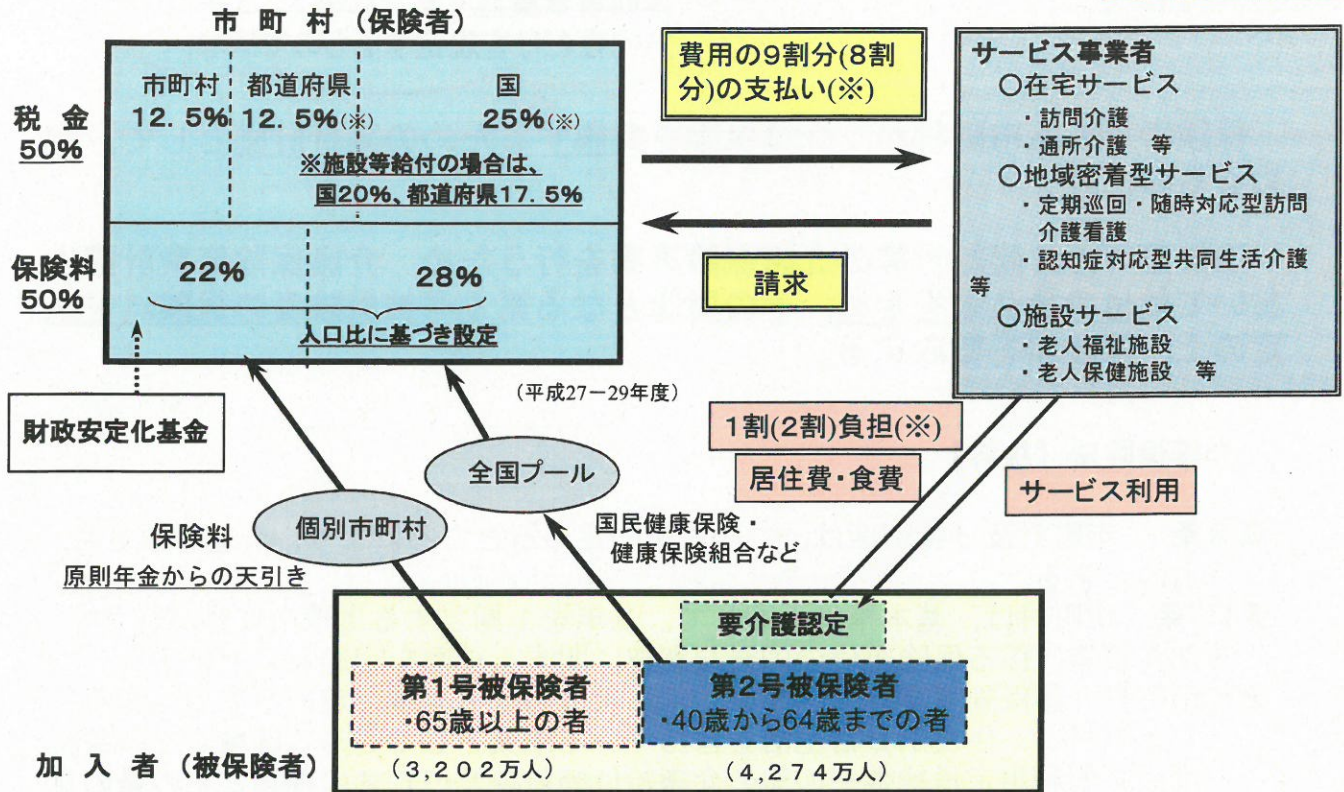
(注)1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、平成29年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は平成29年4月1日現在の県指定数

【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、訪問サービスにより提供する	総合事業	-	524
通所型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、通所サービスにより提供する	総合事業	-	795

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成25年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成25年度末現在の数である。
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成25年度内の月平均値である。
 (※) 平成27年8月以降、一定以上所得者については費用の8割分の支払い及び2割負担

第1号被保険者の保険料算定の概略

$$\text{第1号保険料} = \frac{\text{計画期間(H30~32年度)中の介護給付見込総額} \times \left(23\% - \frac{\text{調整交付金}}{\text{加重交付率}} \right)}{\text{第1号被保険者数}} \div 3$$

保険料基準額(年額) = (A) 保険料収納必要額 + 予定保険料収納率 × 所得段階別加入割合補正後被保険者数
 保険料基準額(月額) = 保険料基準額(年額) ÷ 12ヶ月

ここで、保険料収納必要額とは、第1号被保険者負担分相当額に調整交付金、財政安定化基金、市町村特別給付費等、準備基金等を勘案した金額です。

(A) 保険料収納必要額
 = (B) 第1号被保険者負担分相当額 + (C) 調整交付金相当額 - (D) 調整交付金見込額
 + (3) 財政安定化基金拠出金見込額 - 財政安定化基金償還金 - (4) 準備基金取崩額 + 調査支払手数料差引額
 + (5) 市町村特別給付費等 + (6) 市町村相互財政安定化事業負担額 - (6) 市町村相互財政安定化事業交付額

(B) 第1号被保険者負担分相当額
 = ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合

(C) 調整交付金相当額 = ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) (注) × 全国平均の調整交付金交付割合 5%

(D) 調整交付金見込額 = ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) (注) × (E) 調整交付金見込交付割合

注) 現時点では数式に介護予防・日常生活支援総合事業費が含まれていませんが、今後当該費用を含めた数式に更新する予定です。

介護保険事業計画は、

補助事業実施するためのメニューや方向性だけを規定するものではない

保険者である市町村が、介護保険を実施するための実行計画として、定めるもの

法に基づく介護給付等の介護保険事業を行うため、介護保険事業計画において給付の見込量を定め、その財源となる第1号被保険者の保険料を決定の上、保険料を徴収する。

介護保険法【抜粋】

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として定める区域ごとの各年度の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み

10

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、平成27年厚生労働省告示第70号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

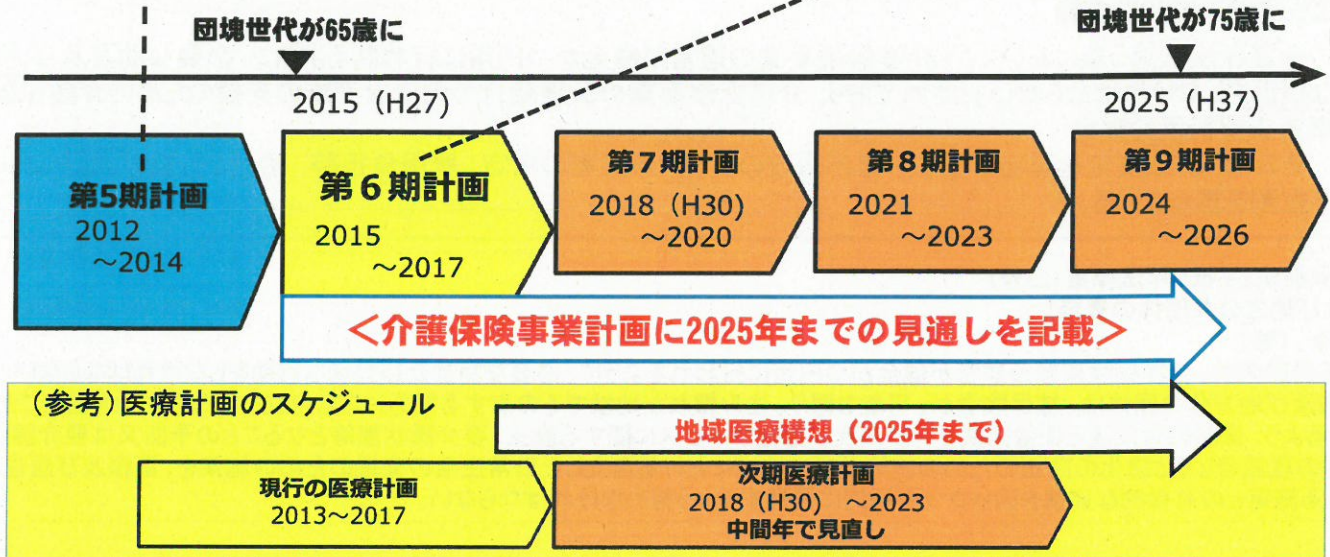
第5期及び第6期介護保険事業計画の改正点

第5期計画の改正点

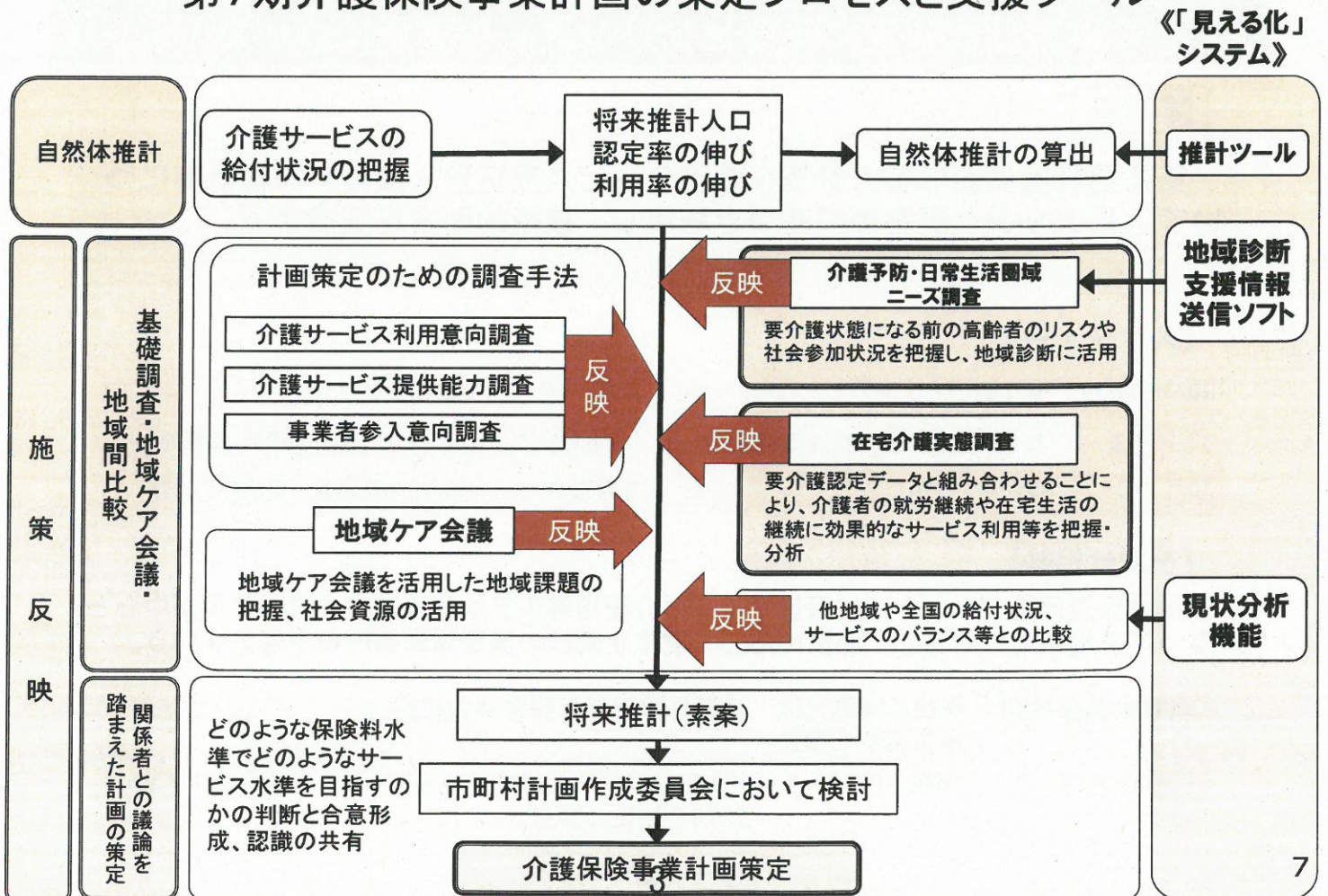
- 計画策定に当たり、地域の課題・ニーズを的確に把握するために日常生活圏域ニーズ調査等を実施することを法律上に明記。
- 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づける。
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、記載事項の一部を努力義務化。

第6期計画の改正点

- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。



第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール



介護保険制度における市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。
- 3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。

都道府県の役割

- 介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

介護保険法(平成9年法律第123号)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条(略)

- 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

2

平成29年度介護保険保険者指導(第7期介護保険事業計画策定に係るヒアリング)の実施について

趣旨

第7期計画における方針及び介護サービス見込量・保険料の推計等について、ヒアリング調書等に基づき聴取し、技術的助言を実施する。

【スケジュール】

10/3~10/17	第1回ヒアリング	11月~1月	第2回ヒアリング
10/20まで	ヒアリング結果の報告(振興局等)	1月下旬まで	ヒアリング結果の報告(振興局等)
10月下旬	厚労省ヒアリング	3月まで	サービス見込量・保険料の調整

【役割分担等】

地域振興局等ごとに、地域保健福祉課の介護指導係又は指導監査介護係職員が中心となって実施することとし、必要に応じて健康企画課の健康増進係職員が協力をを行う。

地域保健福祉課	介護指導係又は指導監査介護係	介護保険事業計画全体の総括
健康企画課	健康増進係	介護予防施策(地域包括支援センター・地域支援事業)認知症施策の調整